

## 介護保険サービスを受けるにあたって、要介護認定を受けます

介護保険サービスは、要介護状態となった場合も、できる限り自分の住まいで、能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、また 自分が持っている能力の維持向上のためにリハビリテーション等の保健医療サービス 福祉サービスを利用できます。

### 1. 申請をします

加賀原ケアプラザ（区役所高齢・障害支援課でも可能）で相談する。  
本人または家族などが加賀原ケアプラザで（区役所高齢・障害支援課でも可能）「要介護認定」の申請します。

### 2. 心身の状態を調査します

- ・認定調査  
\*事前に区役所、委託事業者から連絡の上、調査員が自宅をお訪問し、本人や家族あら聴き取り調査を行います。
- ・主治医意見書  
申請前に指定した主治医により、意見書が作成されます。  
\*主治医がない場合は、加賀原ケアプラザに相談下さい。

### 3. どのくらい介護が必要か審査し、認定します

- ・審査・判定・認定。  
認定調査の結果や主治医意見書をもとに保健・医療 福祉の専門家で構成される介護認定審査会がどのくらい介護が必要かなどを審査判定します。  
区は 介護認定審査会の審査 判定に基づき 要介護度の認定を行います。

### 4. 認定結果通地と介護保険証が届きます

- 届いたら通知書と保険証を確認しましょう。
- ・確認すること  
要介護状態区分（「要支援1・要支援2」「要介護1 要介護5」「非該当」）  
認定の有効期間など（新規申請・区分変更申請の場合は3 12か月、更新申請の場合は3-36か月）

**要介護の認定を受けた方**

**要支援の認定を受けた方**

**要介護・要支援の認定を受られなかった方**

地域の民生児童委員・ボランティア・町内会/自治会のサポートを受ける

## 介護認定を受けた後の手続き

### 要介護の認定を受けた方

#### ○在宅生活の継続を希望する場合

##### 1. ケアマネージャーを決めます

居宅介護支援事業所に所属するケアマネージャーが、ケアプランを作成することができます。

##### 2. ケアプランの作成を依頼します

どんなサービスが必要か、ケアマネージャーと相談します。  
ケアマネージャーが作成したケアプランを確認します。

##### 3. サービス事業者と契約します

契約書 重要事項説明書などでサービス内容などの契約内容を確認して、事業者ごとに個別に利用契約を結びます。

##### 4. サービスを利用します

#### ○施設入所を希望する場合

##### 1. 利用する施設を選びます

希望する施設で サービス内容や契約内容について説明を受けます。

##### 2. 入所を申し込みます

各施設に直接申し込みます。

##### 3. サービス事業者と契約します

契約書 重要事項説明書などでサービス内容などの契約内容を確認して、事業者ごとに個別に利用契約を結びます。

##### 4. サービスを利用します

### 要支援の認定を受けた方

##### 1. 加賀原地域ケアプラザにかご予防ケアプランの作成を依頼します

利用者が文書により同意したうえで支援を開始します。

##### 1. サービス事業者と契約します

契約内容を確認して、事業者ごとに個別に利用契約を結びます。

##### 4. サービスを利用します

## 介護保険サービスに係る支援団体

### 加賀原ケアプラザについて

地域包括支援センターは地域の身近な相談窓口です。

#### 地域包括支援センターの役割

##### いつまでも元気に！

##### 介護予防を進めます。

介護予防に関する情報提供あ生活機能の維持・向上が必要な方の相談支援、要支援の認定を受けた方の介護予防サービスのケアプランを作成します。

##### 高齢者のみなさまの

##### 権利を守ります。

消費者被害の防止のほか、青年貢献制度の利用支援や高齢者虐待の防止などに取り組みます。

##### さまざまな問題について

##### 相談に応じます。

介護保険のほかにも高齢者の生活全般にわたって、幅広く相談を受け、必要なサービスや機関に繋がります。

##### 地域のつながりを

##### 強めます。

地域ボランティアの活動の支援は、ケアマネージャー、介護保険事業者、医療機関との連携を強めます。

### 民生児童委員について

地域福祉の担い手として、住民個々の相談に応じ、その生活課題の解決にあたることも、地域全体の福祉増進のための活動にも取り組んでいます。

#### 民生委員・児童委員活動の つのはたらき

##### 社会調査

担当区域内の住民の実態や福祉ニーズを日常的に把握します。

##### 相談

地域住民が抱える課題について、相手の立場にたち、親身になって相談にのります。

##### 情報提供

社会福祉の制度やサービスについて、その内容や情報を住民に的確に提供します。

##### 連絡通報

住民がそれぞれのニーズに応じた福祉サービスを得られるよう、関係行政機関、施設、団体等に連絡し、必要な対応を促すパイプの役割をはたします。

##### 調整

住民の福祉ニーズに対応し、適切なサービスの提供が得られるように支援します。

##### 生活支援

住民が求める生活支援活動を自ら行ない、また支援体制をつくっていきます。

##### 意見具申

活動を通じて得た問題点や改善策について取りまとめ、必要に応じて民児協とおし